

## ● 規程改正の概要

要 旨	職員のワークライフバランス推進及び働きやすさ向上のため、「勤務時間、休日及び休暇等に関する規程」等の一部改正を行う。
内 容	<p>1 改正する規程</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 勤務時間、休日及び休暇等に関する規程</li> <li>・ 非常勤嘱託等就業規則</li> <li>・ 臨時職員等就業規則</li> </ul> <p>2 改正の内容</p> <p>(1) 「子育て時間」の創設</p> <p>小学校に就学している子を養育するため、1日につき2時間の範囲内で勤務しないことができる制度を設ける（無給休暇）。 これに伴い、非常勤嘱託等就業規則及び臨時職員等就業規則においても同様に「子育て時間」を新設する。</p> <p>※山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の改正に伴う措置</p> <p>(2) 夏季休暇期間の延長</p> <p>職員のワークライフバランス推進及び働きやすさ向上のため夏季休暇の取得可能期間を拡大する。 7月～9月 → 6月～10月</p> <p>これに伴い、非常勤嘱託等就業規則及び臨時職員等就業規則においても同様に拡大する。</p> <p>(3) その他 規定の整備</p>
施行期日	平成30年4月1日から施行する。

# 勤務時間、休日及び休暇等に関する規程 新旧対照表

新	旧																								
<p>(休暇の種類)</p> <p>第15条 職員の休暇は、年次有給休暇、傷病休暇、特別休暇、子育て時間、介護休暇、介護時間及び無給休暇とする。</p> <p>2 略</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第18条 略</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">特別休暇の種類</th> <th style="width: 33%;">事由</th> <th style="width: 33%;">期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>16 夏季休暇</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td>1の年の6月から10月までの間において、連続する5日以内の期間とする。ただし特に必要があると認められる場合には、1日単位で分割することができる</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(子育て時間)</p> <p>第18条の2 子育て時間は、職員(育児短時間勤務職員等を除く。)が小学校に就学している子を養育するため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p>	特別休暇の種類	事由	期間	略			16 夏季休暇	略	1の年の6月から10月までの間において、連続する5日以内の期間とする。ただし特に必要があると認められる場合には、1日単位で分割することができる	略			<p>(休暇の種類)</p> <p>第15条 職員の休暇は、年次有給休暇、傷病休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間及び無給休暇とする。</p> <p>2 略</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第18条 略</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">特別休暇の種類</th> <th style="width: 33%;">事由</th> <th style="width: 33%;">期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>16 夏季休暇</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td>1の年の7月から9月までの間において、連続する5日以内の期間とする。ただし特に必要があると認められる場合には、1日単位で分割することができる</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	特別休暇の種類	事由	期間	略			16 夏季休暇	略	1の年の7月から9月までの間において、連続する5日以内の期間とする。ただし特に必要があると認められる場合には、1日単位で分割することができる	略		
特別休暇の種類	事由	期間																							
略																									
16 夏季休暇	略	1の年の6月から10月までの間において、連続する5日以内の期間とする。ただし特に必要があると認められる場合には、1日単位で分割することができる																							
略																									
特別休暇の種類	事由	期間																							
略																									
16 夏季休暇	略	1の年の7月から9月までの間において、連続する5日以内の期間とする。ただし特に必要があると認められる場合には、1日単位で分割することができる																							
略																									

2. 子育て時間の時間は、1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3. 子育て時間については、職員給与規程第4条の規程にかかわらず、その勤務しな  
い1時間につき、職員給与規程第5条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額  
する。

(無給休暇)

第20条 略

2. 無給休暇については、承認された休暇の期間に係る給与(期末手当、勤勉手当  
及び退職手当を除く。)は、一切支給しないものとする。ただし、当該承認された休  
暇の期間が1日の勤務時間の一部である場合には、その勤務しない1時間につき、  
職員給与規程第5条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

(休暇の承認)

第22条 傷病休暇、特別休暇(分べん休暇を除く。)、子育て時間、介護休暇、介  
護時間及び無給休暇については、理事長の承認を受けなければならない。

2 略

3. 理事長は、子育て時間、介護休暇又は介護時間の請求について、第18条の2第1  
項、第19条第1項又は第19条の2第1項に定める場合に該当すると認めるときは、こ  
れを承認しなければならない。ただし、当該請求に係る期間のうち業務の運営に支  
障がある日又は時間については、この限りでない。

4 略

(無給休暇)

第20条 略

2. 無給休暇については、承認された休暇の期間に係る給与  
は、一切支給しないものとする。

(休暇の承認)

第22条 傷病休暇、特別休暇(分べん休暇を除く。)、子育て時間、介護休暇、介  
護時間及び無給休暇については、理事長の承認を受けなければならない。

2 略

3. 理事長は、子育て時間、介護休暇又は介護時間の請求について  
、第19条第1項又は第19条の2第1項に定める場合に該当すると認めるときは、こ  
れを承認しなければならない。ただし、当該請求に係る期間のうち業務の運営に支  
障がある日又は時間については、この限りでない。

4 略

<p>(休暇の請求等)</p> <p>第23条 略</p> <p>2～4 略</p>	<p>(休暇の請求等)</p> <p>第23条 略</p> <p>2～4 略</p>
<p>5 _____介護休暇又は介護時間の承認を受けようとする職員は、当該休暇の承認を受けようとする期間の始まる日の前日から起算して1週間前の日までに、その事由、期間等を書面等に記載して理事長に請求しなければならない。</p> <p>6・7 略</p> <p>8 第23条第2項、第5項、第7項の請求があった場合には、理事長は速やかに承認するかどうかを決定するものとする。</p> <p>9 理事長は、傷病休暇、特別休暇_____、介護休暇、介護時間又は無給休暇について、その事由を確認する必要があると認めるときは、医師の診断書その他証明書類の提出を求めることができる。</p>	<p>5 子育て時間、介護休暇又は介護時間の承認を受けようとする職員は、当該休暇の承認を受けようとする期間の始まる日の前日から起算して1週間前の日までに、その事由、期間等を書面等に記載して理事長に請求しなければならない。</p> <p>6・7 略</p> <p>8 _____第2項、第5項又は前項の請求があった場合には、理事長は速やかに承認するかどうかを決定するものとする。</p> <p>9 理事長は、傷病休暇、特別休暇、子育て時間、介護休暇、介護時間又は無給休暇について、その事由を確認する必要があると認めるときは、医師の診断書その他証明書類の提出を求めることができる。</p>

## 非常勤嘱託等就業規則 新旧対照表

新	旧
<p>別表3(有給休暇 第15条関係)</p> <p>略</p> <p>備考 夏季休暇(特別休暇)の取扱いについて</p> <p>1 夏季休暇は、<u>6月</u>から<u>10月</u>の間において、1週間の勤務日数が5日以上、非常勤嘱託等に、<u>年次有給休暇</u>とは別に特別休暇として与える。</p> <p>2 <u>6月1日</u>から<u>10月31日</u>まで連続任用されない者については、任用される月1月につき1日を与える。<u>ただし、月の途中で任用又は退職する者については、その月における夏季休暇は付与しない。</u></p> <p><u>また、前月に取得しなかった休暇については、翌月以降に繰り越せるものとする。ただし、当該任用されない期間を越えて 繰り越すことはできないものとする。</u></p> <p>3 <u>6月1日</u>から<u>10月31日</u>まで連続任用される者については、<u>当該期間内で5日</u>を与える</p>	<p>別表3(有給休暇 第15条関係)</p> <p>略</p> <p>備考 夏季休暇(特別休暇)の取扱いについて</p> <p>1 夏季休暇は、<u>7月</u>から<u>9月</u>の間において、1週間の勤務日数が5日以上、非常勤嘱託等に、<u>年次休暇</u>とは別に特別休暇として与える。</p> <p>2 <u>7月1日</u>から<u>9月30日</u>まで連続任用されない者については、任用される月1月につき1日を与える。</p> <p><u>但し、前月に取得しなかった休暇については、翌日等 に繰り越せるものとする。なお、8月中断の者が7月分の休暇を9月に繰り越すことができない。</u></p> <p>3 <u>7月1日</u>から<u>9月30日</u>まで連続任用される者については、<u>任用される月1月</u>につき1日を与える、<u>さらに3月の期間内で2日</u>を与えることとし、合計5日とする。<u>ただし、前月または前々月に取得しなかった休暇については、翌月等に繰り越せるものとする。</u></p>

別表4(無給休暇 第15条関係)

休暇の種類	期間又は取得基準	備考
略		
子育て時間	一般職員の「子育て時間」の例による。	次のいずれにも該当する者に限る。 ①勤務日が週3日以上又は年121日以上であること。 ②引き続き在職した期間が1年以上であること。
介護休暇	略	
略		

別表4(無給休暇 第15条関係)

休暇の種類	期間又は取得基準	備考
略		
介護休暇	略	
略		

# 臨時職員等就業規則 新旧対照表

新	旧
<p>(時間外割増賃金)</p> <p>第 1 8 条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた臨時職員等には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第24条の規定により算定した勤務1時間当たりの賃金額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれの割合を乗じて得た額を時間外割増賃金として支給する。</p> <p style="margin-left: 2em;">一・二 略</p> <p style="margin-left: 2em;">2・3 略</p> <p>(勤務1時間当たりの賃金額)</p> <p>第 2 4 条 勤務1時間当たりの賃金額は、第17条により決定された基本賃金の日額を1日の平均勤務時間数で除して得た額とする。</p> <hr style="width: 20%; margin-left: 0;"/> <p>別表1(第15条関係)</p> <p>略</p> <p>備考 夏季休暇(特別休暇)の取扱いについて</p> <p>1 夏季休暇は、6月から10月の間において、1週間の勤務日数が5日以上<del>の臨時職員等(短期間臨時職員を除く。)</del>に年次休暇とは別に特別休暇として与える。</p> <p>2 6月1日から10月31日まで連続任用されない者については、任用される月1月につき1日を与える。ただし、月の中途で任用又は退職する者については、その月における</p>	<p>(時間外割増賃金)</p> <p>第 1 8 条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた臨時職員等には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第23条の規定により算定した勤務1時間当たりの賃金額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれの割合を乗じて得た額を時間外割増賃金として支給する。</p> <p style="margin-left: 2em;">一・二 略</p> <p style="margin-left: 2em;">2・3 略</p> <p>(勤務1時間当たりの賃金額)</p> <p>第 2 4 条 勤務1時間当たりの賃金額は、第17条により決定された基本賃金の日額を1日の平均勤務時間数で除して得た額とする。</p> <p style="margin-left: 2em;">※1日平均勤務時間数は7時間45分</p> <p>別表1(第15条関係)</p> <p>略</p> <p>備考 夏季休暇(特別休暇)の取扱いについて</p> <p>1 夏季休暇は、7月から9月の間において、臨時職員等(短期間臨時職員を除く。)に年次休暇とは別に特別休暇として与える。</p> <p>2 7月1日から9月30日まで連続任用されない者については、任用される月1月につき1日を与える。</p>

夏季休暇は付与しない。

また、前月に取得しなかった休暇については、翌月以降に繰り越せるものとする。  
ただし、当該任用されない期間を越えて繰り越すことはできないものとする。

3 6月1日から10月31日まで連続任用される者については、当該期間内で5日を与え  
る

\_\_\_\_\_。

別表2(第15条の2関係)

休暇の原因	承認を与える期間等	備考
略		
子育て時間	一般職員の「子育て時間」の例による。	短期間臨時職員を除く。
介護時間	略	

\_\_\_\_\_。  
ただし、前月に取得しなかった休暇については、翌月等に繰り越せるものとする。  
なお、8月中断の者が7月分の休暇を9月に繰り越すことはできない。

3 7月1日から9月30日まで連続任用される者については、任用される月1月につき1  
日を与え、さらに3月の期間内で2日を与えることとし、合計5日とする。ただし、前月ま  
たは前々月に取得しなかった休暇については、翌月等に繰り越せるものとする。

別表2(第15条の2関係)

休暇の原因	承認を与える期間等	備考
略		
介護時間	略	